（10―２）　対象商品デリバティブ取引関連取引に係る有価証券等の区分管理の状況

管理場所及び国名	管理方法	区　分	数・額面金額	単位
		債　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		債　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		
		債　券		
		受益証券		
		倉荷証券		
		そ の 他		

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２の２の規定により自己の固有財産と区分して管理している有価証券等（第142条の３第３項に規定する有価証券等をいう。６において同じ。）及び口座管理機関として振替口座簿により自己の固有財産と区分して管理している有価証券について、管理場所及び管理方法ごとに記載すること。

２　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と区分して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

３　「管理方法」の欄には、混蔵して管理している場合には混蔵管理と、口座管理機関として管理している場合には振替決済と、それ以外の場合には単純管理と記載すること。

４　「数・額面金額」の欄には、受益証券については口数（単位：百万口）、債券、倉荷証券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。なお、額面金額が外国通貨をもって表示されているものについては当該外国通貨の単位を、口数又は額面金額による記載が困難なものについては合理的な単位をもって記載すること。

５　「単位」の欄には、使用した単位を記載すること。

６　「その他」の欄には、具体的な有価証券等の種類を記載すること。

別紙様式第十七号５注意事項１中「顧客分別金必要額を」を「顧客分別金必要額（第141条第１項第６号に規定する顧客分別金必要額をいう。以下この注意事項において同じ。）を」に改め、同様式５注意事項２中「顧客分別金として信託銀行等に信託している金銭残高」を「顧客分別金信託に係る信託財産の額（以下この注意事項において「顧客分別金信託額」という。）」に改め、同様式５注意事項６中「顧客分別金信託額を」を「顧客分別金信託契約（第141条第１項第１号に規定する顧客分別金信託契約）を」に改め、同様式５の次に次のように加える。

６　商品顧客区分管理信託状況表

報告計数の単位は、各表の指示に従うこと。なお、表示単位未満の端数については、特に指定がある場合を除き切り捨てること。

（単位：百万円）

月／日	商品顧客区分管理必要額	商品顧客区分管理信託額	差替計算基準日（月／日）	差替計算基準日における商品顧客区分管理必要額	差額	不足理由
／1			／			
／2			／			
／3			／			
／4			／			
／5			／			
／6			／			
／7			／			
／8			／			
／9			／			
／10			／			
／11			／			
／12			／			
／13			／			
／14			／			
／15			／			
／16			／			
／17			／			
／18			／			
／19			／			
／20			／			
／21			／			
／22			／			
／23			／			
／24			／			
／25			／			
／26			／			
／27			／			
／28			／			
／29			／			
／30			／			
／31			／			